

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の基本機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保、及び健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に取り組んでおります。また、当社に対する株主、顧客、ユーザー及び従業員等の各ステークホルダーからの信頼を確保し、説明責任をよりよく果たすことを目指しております。

当社は、今後も発展ステージに応じ、継続して最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値の最大化に資する取り組みを不断に行っている所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社YSホールディングス	2,740,000	55.49
株式会社monolice	430,000	8.71
古屋 佑樹	210,000	4.25
外川 穰	173,000	3.50
SHINOSKAL合同会社	100,000	2.03
株式会社セレス	80,000	1.62
寺山 隆一	64,500	1.31
村野 慎之介	50,000	1.01
サンエイト・PS1号投資事業組合	37,500	0.76
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	27,500	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社YSホールディングス
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、その取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会において審議・決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新居 佳英	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新居 佳英	○	社外取締役の新居佳英氏は、当社の取引先である株式会社アトラエの代表取締役であります。その取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模及び性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	新居佳英氏は、上場企業における経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言をいただけることを期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、適宜対応しております。
 内部監査担当者及び監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と適宜意見交換を行い、会計監査の過程で検出された事項について、報告を求め、対処するなど、相互連携による監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芝崎 香琴	公認会計士													
高橋 由人	他の会社の出身者													
串田 規明	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芝崎 香琴	○	――	芝崎香琴氏は、公認会計士であり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
高橋 由人	○	――	高橋由人氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該見識等をもとに客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけと判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

串田 規明	○	——	串田規明氏は、弁護士であり、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待し、社外監査役に選任しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
社内取締役、従業員、子会社の取締役及び外部協力者に対しては、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、また、社外取締役及び社外監査役に対しては、適切な経営監督又は監査に対する意識を高めることで、当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、それぞれストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
役員区分ごとの報酬額の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議により取締役全員の報酬額の限度額を決定しております。
各人の取締役の報酬については、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、コーポレート本部がサポートを行っております。各月1回の取締役会及び監査役会での情報共有を行い、また、必要に応じて、取締役会の決議事項及び報告事項につき、事前説明を行っております。
また、常勤監査役が重要会議への出席を行い、非常勤監査役に対して適宜メール等にて情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】
取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、各月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、業務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。なお、社外取締役とは、当

社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結しております。

【監査役会】

監査役会は、常勤監査役1名(うち社外監査役1名)、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、各月1回定時監査役会を開催しているほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。なお、社外監査役3名とはいずれも、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結しております。

【常務会】

会社の業務執行に関する重要事項について、取締役会のほかに、主に取締役会付議事項の事前審議を行うことを目的として、社外取締役を除く取締役を構成員とし監査役を出席者(常勤監査役は必ず出席するものとし、非常勤監査役は必要に応じた出席)とする常務会を必要に応じて開催しております。

【会計監査人】

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。同法人からは、独立監査人としての立場から、財務諸表等に対する会計監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計的課題に対しての指導を受けております。2019年12月度の監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 瀬戸 卓
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 中山 太一

監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士2名、その他4名

【内部監査】

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者2名が、内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果報告を行っております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善指示を行い、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性、透明性、客観性及び健全性の確保・向上を目的として、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題として認識し、独立性の高い社外取締役1名及び社外監査役のみで構成される監査役会を設置することにより、経営の監視機能の実効性を図るため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討したうえで、議決権を行使できるよう招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を回避する方針とともに、株主の皆様にとって出席が容易な会場確保の検討を進めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使に関しても、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(第2四半期決算、期末決算)に代表者から決算の内容及び今後の戦略について説明することとしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家の比率等を踏まえて、開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内に IR 専用のサイトを開設し、決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全役職員が遵守すべき規範と行動基準として、「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員への周知徹底を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2015年12月期よりフレンドシップスポンサーとして、スペシャルオリンピックス日本の応援をしております。 上記のほか、資料・文書の電子データ化による資源保護、ダイバーシティ推進(女性支援・外国人雇用の促進)に関する取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報をホームページへの掲載及び適時開示を通じて、迅速に提供するように努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下の通りであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現すべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識、モラル等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
 - (2) このコンプライアンス意識の徹底のため、代表取締役社長、取締役CFO及び委員長たる代表取締役社長が指名する者で構成され監査役の出席(常勤監査役は必要的出席)のもと開催されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス管理者が各事業部門と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施する。
 - (3) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行うことで、問題の再発防止に努める。
 - (4) 監査役及び内部監査担当者は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
 - (5) 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性と公正な意思決定を実施する。
 - (6) 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督する。監査役は取締役会に出席し取締役の業務執行を監査する。
 - (7) 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう役員・従業員は行動する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書をはじめその職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役、監査役がこれらの文書等を常時閲覧できる環境を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理規程等を策定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めると共に緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク体制を整備する。
- (2) 当社グループの事業性を踏まえ、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行うものとする。
- (3) 監査役及び内部監査担当者は、連携して各部門のリスク管理状況を監査、定期的に、又は必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 大規模地震や火災などによる当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全に関わる事故の発生、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図る。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会及び常務会を開催し、取締役の情報共有と業務に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。
- (3) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを活用することで、意思決定プロセスの迅速化、簡素化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (1) 当社の内部監査担当者は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
- (2) 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告をする事項を定める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会の要請により監査役業務補助のため、監査役が指揮権を有する専任スタッフを置くことができる。監査役の指揮権は、取締役の指揮命令は受けない。
- (2) 当該専任スタッフの人事異動及び考課は、事前に監査役の同意を得るものとする。

7. 当社取締役、使用人、当社グループ取締役等が当社監査役(会)に報告をするための体制及び当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) グループ会社の役職員は、監査役の要請に応じ、その職務執行に関する事項の報告を行う。
- (2) グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令若しくは社内ルールの違反を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (3) 前記報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (4) 内部通報制度の運用状況について定期的に監査役に報告を行う。

8. 当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又はその償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役は、代表取締役及び他の取締役との間で定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と連携し、実効的に監査を行うことができる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、同方針において、「反社会的勢力...を断固として排除」することを定めております。また、当社の全体研修や、入社時ガイダンスなどの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

加えて、暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報共有を行っております。

当社における反社会的勢力排除に向けた方針・基準として、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、所管部署はコーポレート本部として運用を行っております。

具体的には、新規取引先については記事検索等の方法を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続的取引先についても、毎年1回、取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除することができる旨のいわゆる暴排条項を盛り込んでおります。

